



第3章

健康で安心して暮らせるまちづくり

3・1

高齢者福祉

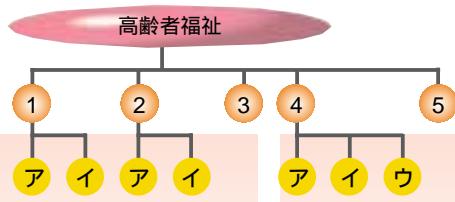
1 現況と課題

平均寿命の伸びや核家族化・少子化の進行により、高齢者をとりまく社会環境は更に厳しいものになっています。その変化に対応して「老人保健福祉計画」の見直しを行い、高齢者を支える社会システムの再構築を早急に行う必要があります。

長寿は喜ばしいことですが、病気や障害を抱えていては長寿を喜ぶことができません。若いうちから健康に対する意識を高め、理解を深め、生涯にわたって自立していくことが大切ですが、不幸にして病気や障害が発生した場合は、すみやかに適切な治療や必要な介護が提供できるよう、施設の整備、人材の養成が必要です。

介護保険は、介護が必要な人に一番適した内容の介護を提案し、本人がサービス提供者を選択するという画期的な制度ですが、この制度を生かし、介護に対する不安や暗いイメージを払しょくするためには、市民一人ひとりの理解と協力が欠かせません。

以上の点から
「高齢者福祉」の課題は
次の5点です。



3 計画の体系

1 健康づくりの支援、治療・介護体制の確立

ア 健康づくりの支援

「3.7健康づくり」
P140参照

イ 治療・介護体制の確立

援護を必要とする人が安心して、適切な治療・介護が受けられるよう施設や人材の確保を図ります。
保健部門、医療部門、介護部門と連携をとり、適切な対応ができるよう調整します。

2 介護保険制度の確立

ア 基盤の整備

介護保険事業計画に基づき、需要に応じた介護サービス体制を整備します。
優秀なサービス事業者を確保し、安心で質の高いサービスを提供する体制の確保を図ります。

イ 介護保険制度の適正運営

必要なサービスを必要な時に提供できるよう調査・認定を迅速かつ公正に行うとともに、普段からの被保険者の状況の把握に努めます。
国民健康保険と協力し、保険料の納付率の向上を図ります。
制度の内容・趣旨の周知を図るため、積極的なPR活動を行います。
国や県に対して財政支援の増強を働きかけます。

3 総合的な福祉サービスの提供

ひとり暮らし老人、虚弱老人などの日常生活を支援するため、各種相談、情報の提供などを充実し、日常生活の支援に努めます。
介護保険におけるサービス認定対象外の人に對しても、社会的要因などを考慮のうえ介護サービスの提供を図ります。

4 計画

介護保険制度の効果的な運用を図るために、この制度を核としつつ総合的な福祉サービスを提供していくことが求められます。

高齢者が生きがいを持って過ごすことができるよう、必要な情報や機会の提供のほか、高齢者が参加しやすい社会システムや高齢者が利用しやすい社会資本の整備に努める必要があります。

東部地区の福祉の郷には、特別養護老人ホーム、ケアハウス、身体障害者療護施設、知的障害者更生施設の整備が進められていますが、更に多様な福祉ニーズに対応できるよう、整備の推進が望まれます。

2目標

「老い」に対する不安を減らし、長寿生活を充実して過ごせる社会づくりを推進します。

- ①健康づくりの支援体制を強化するとともに、治療・介護体制を確立すること
- ②介護保険制度の機能を市民の理解のもとで十分発揮させること
- ③総合的な福祉サービスの提供に努めること
- ④長寿生活の支援を強化し、ソフト・ハード面とも高齢者が参加しやすい社会づくりを推進すること
- ⑤福祉の郷の整備を進めること

4

高齢者が参加しやすい社会づくり

ア

情報の提供

生きがいづくりに関する知りたい情報、伝えたい情報を多数のメディアにより提供します。

イ

機会の提供

老人クラブ・各種サークルなどの活動を支援し、活動しやすい環境の整備を図ります。これまで培った技術や経験を社会で発揮できるようシルバー人材センターの支援を行うとともに、高齢者生きがい活動施設の充実を図ります。多様な選択ができるよう趣味の講座などのメニューを拡充します。

ウ

高齢者にやさしいまちづくり

安心して社会に参加ができるよう、安全で機能的なまちづくりを進めます。利用しやすい公共交通手段の確保に努めるとともに、高齢者の交通安全意識の高揚を図ります。地域の案内、表示を分かりやすく行い、設置箇所数を増やします。いつでもどこでも、何か困っているような高齢者をみかけたら、快く声を掛け合えるような社会づくりを進めます。



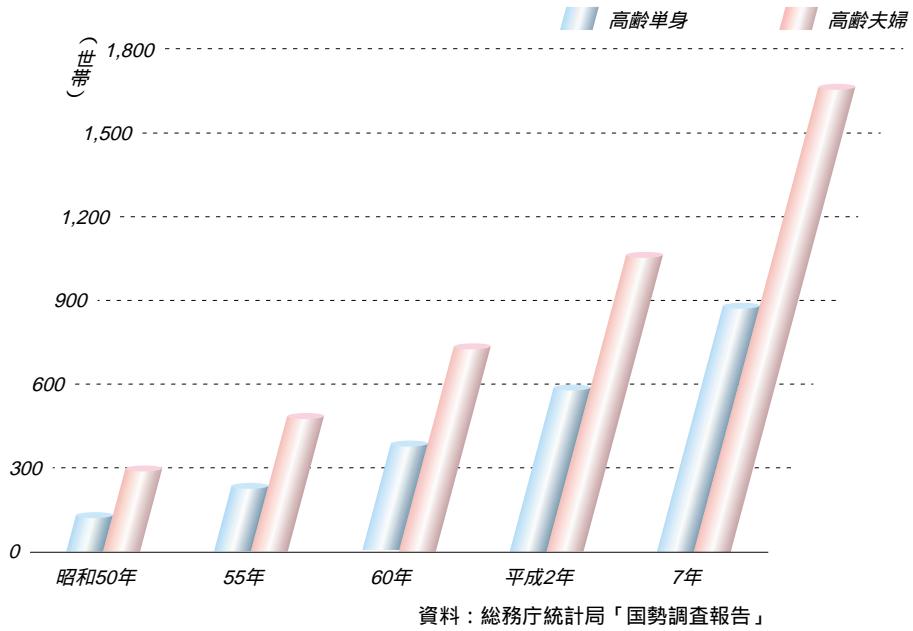
5

福祉の郷の整備

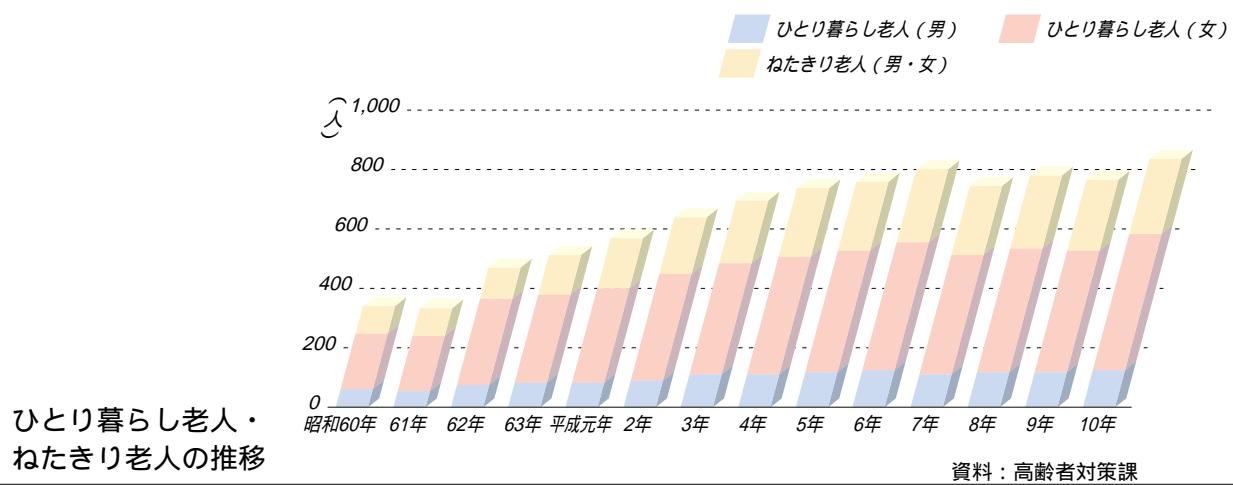
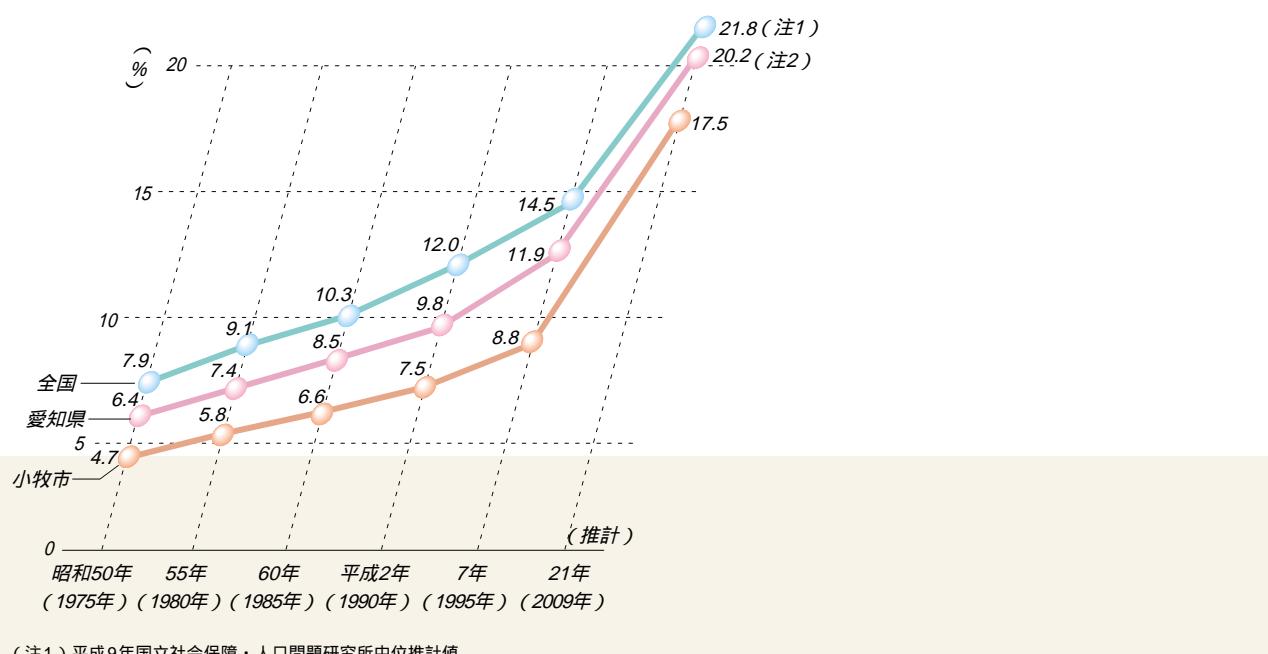
福祉の郷は、高齢化の進行など社会状況の変化に合わせて、構想の見直しをしつつ、豊かな長寿社会の実現を目指して整備を進めます。

3・1 高齢者福祉

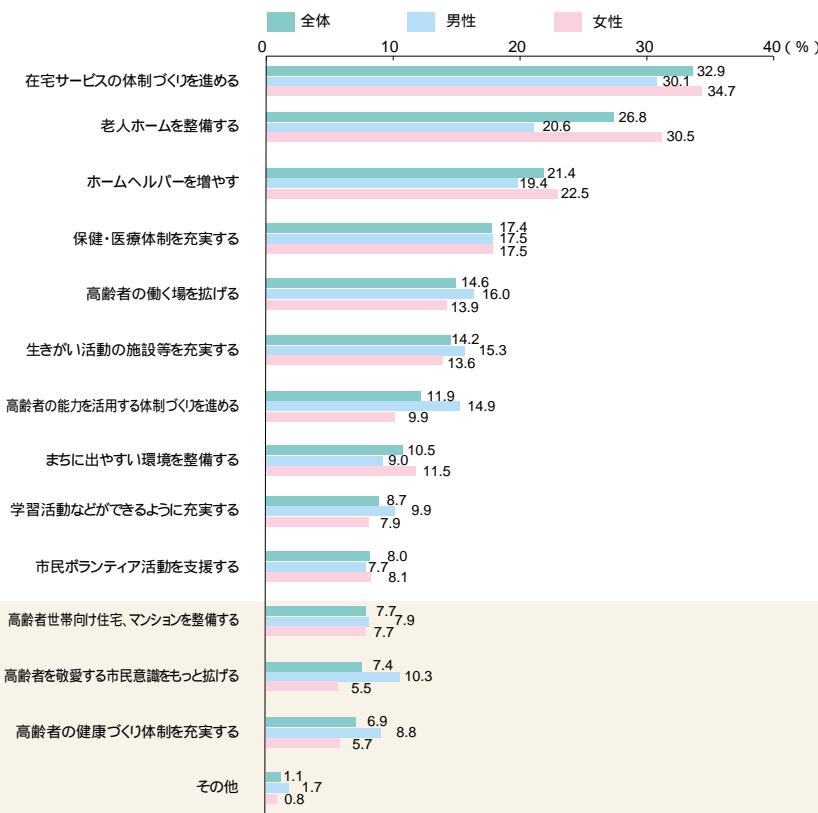
関連データ



資料：総務庁統計局「国勢調査報告」



市民意向調査から 高齢者福祉行政への期待



県立特別養護老人ホーム小牧寮イメージ図

3・2

児童福祉

1 現況と課題

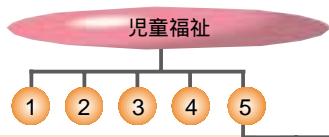
市民意向調査のうち、子どもを育てやすい環境を整えるための要望としては、「いじめ問題の解決」が最も多く、「保育サービスの充実」「児童館や広場などの遊び場を増やす」「保育料助成や奨学金制度の充実」の順になっています。近年の更なる核家族化の進行、出生率の低下、女性の社会進出などに対応して、地域全体で子育てを支援し、育児不安の解消や子育ての指導にあたるような環境づくりが重要です。

保育所には、多様な保育のニーズに応えるとともに、地域における子育て支援の機能を担うことや地域に開かれた保育所としていくことが望まれています。

児童虐待などの社会問題を抱える中で、地域とのつながりや親子のきずなを強化することが重要です。



以上の点から
「児童福祉」の課題は
次の5点です。



3 計画の体系

1 多様な保育サービスの提供

ニーズに応じて、乳児保育・障害児保育・延長保育・一時保育などの内容の拡充を図るとともに、子育て支援の機能の充実を図ります。

2 保育所を中心とする地域活動の推進

地域に開かれ、地域と共に歩む保育所を目指し、地域の特性に応じた保育所地域活動を推進します。

3 地域ぐるみで子育てを支援する環境の整備

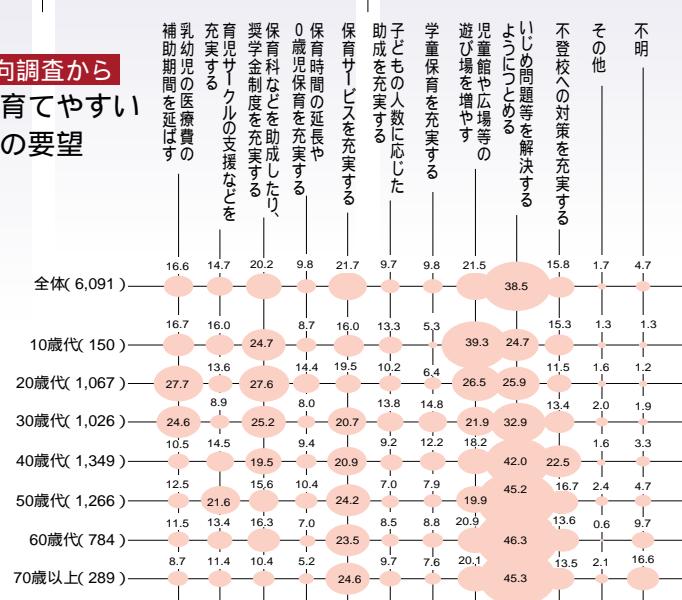
地域とのつながりや親子のきずなを強化するため、交流活動事業の積極的な支援を進めます。

4 児童厚生施設の拡充

地域バランスや児童数などを考慮し、地域に根ざした児童センター・児童館や児童遊園の計画的な整備を進めます。

4 計画

市民意向調査から 子どもを育てやすい 環境整備の要望



子どもたちの創作活動や遊ぶ楽しさ、喜びを知る場として、地域に根ざした児童センター・児童館や児童遊園を整備していくことが必要です。

夫婦共働き家庭の増加に伴い、本市は平成7年度(1995年度)から放課後児童健全育成事業を実施してきました。今後もニーズを的確に把握し、更に充実する必要があります。また、児童の健全育成の推進に向け、民間指導者を積極的に活用することが重要です。

児童数の減少に伴い、子ども会活動の衰退がみられます。

2 目 標

安心して子どもを生み、育てることができる環境づくりと、すべての子どもが心身ともに健全で幸せな生活が送れるように健全育成を推進します。

- ①多様な保育ニーズに対応したサービスを提供すること
- ②保育所を中心とした地域活動を推進すること
- ③地域ぐるみで子育てを支援する環境を整備すること
- ④児童厚生施設を拡充すること
- ⑤児童の健全育成を推進すること

5

児童の健全育成の推進

ア

放課後児童健全育成事業の推進

放課後児童健全育成事業の一層の推進のため、児童クラブの拡充を進めます。

イ

民間指導者の積極的な活用

民間指導者を積極的に活用し、児童健全育成の充実を図ります。

ウ

子ども会活動への援助

子ども会活動の活性化のため、ジュニアリーダーなど、指導者の養成を図ります。



保育所・幼稚園児数の推移



資料：児童課、庶務課

3・3

母子・父子福祉

1 現況と課題

女性が社会進出し、経済的に自立しやすい社会状況の中で、結婚に対する男女間の意識の変化もあり、離婚が増加し、母子・父子家庭も増加しています。

母子・父子家庭の生活の安定・向上を図るため、生活相談、助言、指導などそれぞれの生活実態に即した支援体制が必要です。

母子家庭は、一般的にはまだ経済的基盤が十分でなく、そのため精神的にもゆとりの少ない場合が多いと考えられます。

課題

以上の点から「母子・父子福祉」の課題は次の4点です。

母子・父子福祉

- 1
- 2
- 3
- 4

3 計画の体系

1 相談機能の充実

多様化する母子・父子家庭の問題に対処するため、母子・父子家庭が身近に気軽に生活相談や就労相談など、適切な助言・指導が受けられるよう相談事業の充実を図ります。

2 母子家庭の経済的支援

母子寡婦福祉資金などの有効活用について積極的なPRを行い、母子家庭の経済的自立及び生活意欲の向上を図ります。
児童扶養手当や愛知県遺児手当の動向を見極め、市遺児手当の適切な運営を図ります。

3 父子家庭の育児機能の支援

父子家庭に対して介護人を派遣し、日常生活の世話や必要な介護及び乳幼児の保育をする介護人派遣事業を十分PRし、利用の向上を図ります。

4 母子・父子家庭の交流の場づくり

母子・父子家庭の親子がサークル活動やレクリエーションなどの場を通じ、生きがいのある生活を営めるよう交流事業の充実を図ります。

4 計画

父子家庭は、経済的には比較的安定していますが、育児機能などの面においては、弱い面があります。

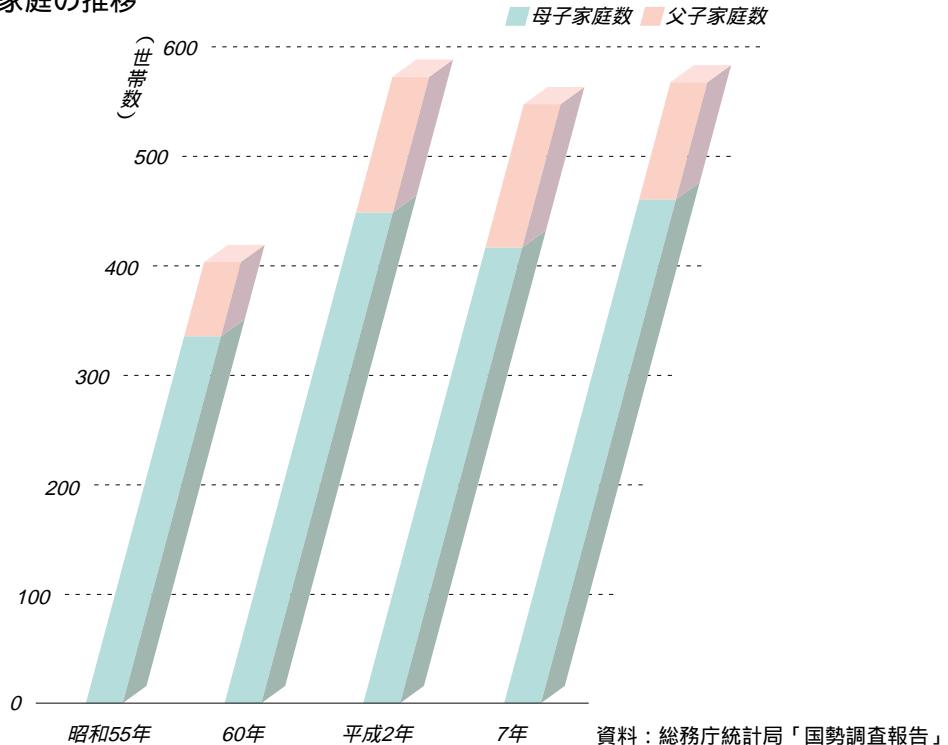
生きがいのある安心して生活できる環境づくりに向け、母子・父子家庭の交流の場が必要です。

2 目 標

母子・父子家庭が自立でき、安定した生きがいのある生活を営めるように母子・父子福祉対策を推進します。

- ①母子・父子家庭の相談機能の充実を図ること
- ②母子家庭の経済的支援を図ること
- ③父子家庭の育児機能の支援を図ること
- ④母子・父子家庭の交流の場を設けること

母子・父子家庭の推移



3・4

障害者(児)福祉

1 現況と課題

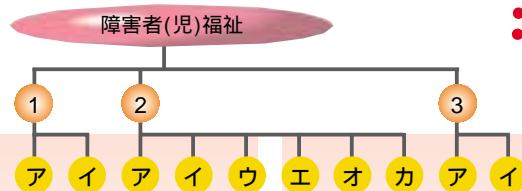
障害者施策を進めるにあたっては、市民参加によるノーマライゼーション社会の実現を目指すことが重要です。

心身に障害のある人に対し、その種類・程度に応じて、できるかぎり地域の中で生活を送れるように、在宅サービスの充実を図るとともに、施設サービスも充実していく必要があります。

障害者ができるかぎり自立して生活し、活動できる社会を目指すため、心理的な面や生活環境面での障害を取り除く必要があります。

学校教育における福祉教育を推進し、障害のある子どもたちの存在を知り、ふれあうことは、障害についての正し

以上の点から
「障害者(児)福祉」の課題は
次の3点です。



3 計画の体系

1 福祉サービスの充実

ア 在宅サービスの充実

ホームヘルプサービス、デイサービスなどの強化やグループホームへの援助を図るとともに、短期入所施設などを設置し、受け入れ体制の整備を進めます。

イ 施設サービスの充実

身体障害者療護施設の拡充や、生活療育の場として必要な入所施設の整備を進めます。

4 計画

ア 障害者福祉意識の高揚

障害者問題の理解促進のため、福祉に関する教育の推進を図ります。福祉協力校制度の活用などにより、福祉体験活動の機会を増やします。

イ 生活環境施設の整備

建築物・道路・公園などを障害者に配慮した構造とし、人にやさしい環境づくりを進めます。

ウ 障害者スポーツの普及

「4・6スポーツ」
P 160 参照

2

社会参加の促進

ア

教育機会などの充実

障害の種類や程度に応じて、一人ひとりが最も適切な教育の場を選択できるよう、就学指導の充実を図ります。障害がある人の職業技術修得などのため、授産施設の充実を働きかけ、義務教育前の幼児については、心身障害児通所施設において療育の充実を図ります。

い理解と認識を深めるうえでも重要であり、市民講座など社会教育の場においても障害者問題を取り上げ、市民の理解を深めていく必要があります。

障害者の就労状況が低いのは、働く場がないためであり、社会参加促進のため障害の程度に応じて能力が発揮できる場所や就労・就学の機会を提供する必要があります。

障害の予防、早期発見・治療という観点から、母子保健事業などの充実を目指す必要があります。

2 目標

障害のある人が、家庭や地域で自立した生活を送ることができる社会を目指します。

- ①障害の種類・程度に応じた福祉サービスを充実すること
- ②障害者の社会参加を促進すること
- ③母子保健事業の充実を図ること

3

母子保健の充実

オ 雇用の安定

障害者の法定雇用率の達成はもちろん、働く意思と能力のある障害者に、できるかぎり一般雇用の場を確保できるよう、関係機関との連携を図り、障害者の雇用促進についての啓発を進めます。

力 ボランティアの育成

障害者ができるかぎり自立した生活が送れるように支援するボランティアの育成を進めます。

ア 障害の発生予防

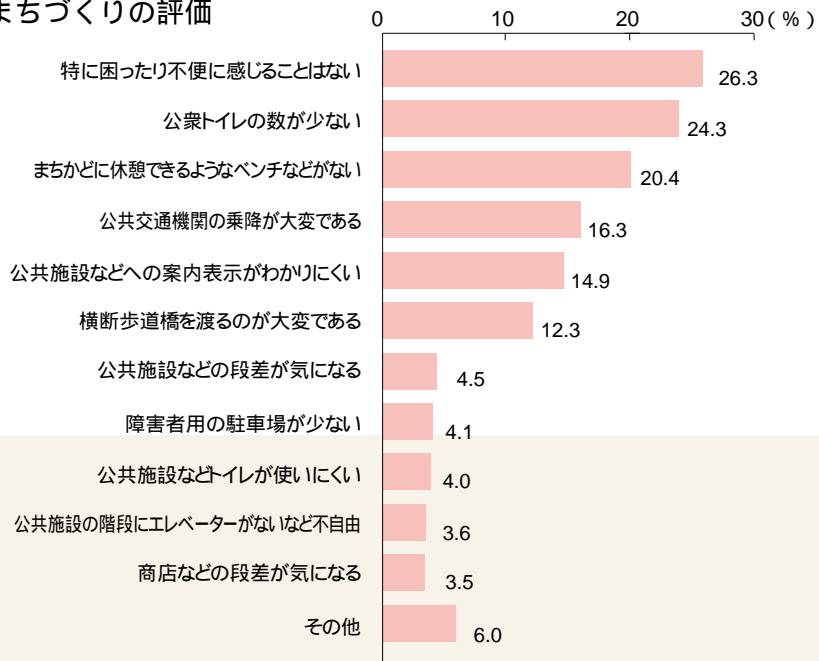
障害の予防という観点から、妊婦への健康教育、保健指導、健康診査などの充実を図るとともに、妊産婦に対する相談などの支援体制の整備を進めます。

イ 障害の早期発見

障害の早期発見、早期治療のための乳幼児健康診査における事後検診とその後のフォローリスト体制の充実を図ります。

関連データ

市民意向調査から 人にやさしいまちづくりの評価



人にやさしい街づくり計画



計画策定のねらい

この計画は、障害者、高齢者はもちろん、すべての人にとて利用しやすい街づくりを目指すものです。今後進められる人にやさしい街づくりの具体的なイメージを明らかにするため、特定の地区を選定して集中的に整備するためのモデル地区整備計画も併せて策定しています。



計画の期間

平成11年度(1999年度)を始期とする10年計画です。モデル地区整備計画の期間は、平成11年度(1999年度)から平成15年度(2003年度)の5年間とし、整備に努めます。

障害者計画

計画策定のねらい

障害者基本法や障害者対策に関する長期計画を実効性のあるものにするため、国には障害者基本計画の策定が義務付けられ、市町村もそれに準じた計画策定が求められています。本市においても、障害者の自立とあらゆる分野の活動への参加を促進するために、障害者のための施策に関する基本的な計画として策定しました。

計画の期間

平成11年度(1999年度)を始期とする10年計画です。なお、国の新長期計画、障害者プランの目標年度が平成14年度(2002年度)であることから、国の動向を踏まえ、中間に見直します。

基本理念

「ノーマライゼーション」
障害のある人も家庭や地域で普通の暮らしができる社会に

基本的な考え方

障害者の主体性、自立性の確保
障害の重度化・重複化等への対応
介護する家族などへの支援
バリアフリーの街づくり
市民参加によるノーマライゼーション社会の実現

基本理念

「ノーマライゼーション」
障害者、高齢者など社会的に不利を負う人々も地域の中で普通の暮らしができる社会に

計画の目標

「だれもが社会に
参加できる街」

個別目標

建築物のバリアフリー化の推進
住宅の整備
移動・交通対策の推進
公園等オープンスペースの整備
防犯・防災対策の推進
社会的環境の整備

3・5

住 宅

1 現況と課題

住宅は、人々の生活の基盤であるとともに、地域社会の形成や維持発展、社会的・経済的な活力や環境の形成、景観、地域福祉など、地域と幅広く密接に関係するものです。

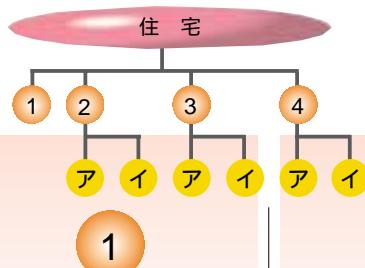
平成5年(1993年)の時点において、最低居住水準に満たない住宅が全体の7%存在しており、居住水準の底上げを図る必要があります。

長寿社会に対応した、住宅や住環境のバリアフリー()化の促進、二世帯住宅・老人同居住宅など、ライフスタイルに合わせた住宅の整備が望まれています。

公営住宅については、新築・建て替えによりバリアフリーを考慮した住宅へと順次整備が図られているところですが、今後も長寿社会に対応した住宅・住環境の整備を進める必要があります。



以上の点から
「住宅」の課題は
次の4点です。



1 居住水準の向上

3 計画の体系

住宅の新築や改修、増築にかかる融資などについての情報を市民に提供します。本市の居住水準についての情報を提供し、住宅への関心を喚起します。

4 計画

2 人にやさしい住まいとまちづくり

ア

人にやさしい
まちづくりの推進
県が制定した「人にや
さしい街づくりの推進
に関する条例」のPR
に努め、人にやさしい
建築物の誘導を図ります。
公営住宅のバリアフリ
ー化に努めます。

イ

融資などに関する
情報の提供
住宅の改修などについ
ての情報の提供や助言
を行います。

3

災害に強い住まいと まちづくり

ア

防災に対する
意識の高揚
住まいの災害防止につ
いての情報を提供し、
災害に対する意識の高
揚を図ります。

災害に強いまちづくりのため、住宅の不燃化・耐震化が望まれています。

環境への配慮から、省エネルギーや周辺環境との調和を図ることが望まれています。

子どもから高齢者まで、幅広い年代の人々が共に暮らすまちづくりが、地域の活性化や豊かな住環境に必要です。

平成10年(1998年)末現在で、本市人口の3.4%を外国人が占めており、外国人の住環境への配慮が望まれます。

2目標

市民ニーズに合った、快適で安心して暮らせる住宅や住環境の整備を進めます。

- ①居住水準を高めるための施策を進めること
- ②長寿社会に対応し、人にやさしいまちづくりを進めること
- ③災害に強い、安全で快適な住まいとまちづくりを進めること
- ④魅力ある住まいとまちづくりを進めること

4

魅力ある住まいとまちづくり

イ

住宅の建築に関する情報の提供

耐震診断、耐震改修、住宅金融公庫などの融資など、災害に強い住宅についての情報を提供します。

ア

住環境の整備

省エネルギー住宅やシックハウス症候群()対策など住宅に関する情報を、広く市民に提供し、啓発を進めます。合併処理浄化槽による水処理やエネルギー、自然とのかかわりなど、住宅と周辺環境とのつながりについて啓発を進めます。二世帯住宅などへの支援や新たな宅地の創出など、幅広い年代の人々が居住するまちづくりに努めます。

イ

外国人への情報提供

住まいや地域の情報を外国人に提供し、住環境の向上と地域との共生を支援します。

バリアフリー

高齢者や障害者が社会生活を営むうえでの障壁(バリア)をなくすこと。バリアには、建物内の段差の解消など物理的なもののほか、意識上のもの、制度的なものがある。

シックハウス症候群

最近の住宅では、石油化学製品による建材や塗料、接着剤が多用されるようになっており、そこから発生する揮発性有機化合物が原因となって、目やのどが痛くなる、アトピー性皮膚炎が悪化するなどの症状を起こすこと。

社会保障

1 現況と課題

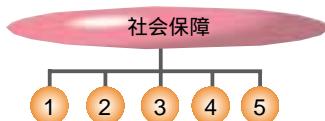
介護保険制度の導入をはじめとして、これまでの医療、保険制度は大きく見直されようとしており、柔軟かつ適切に対応するとともに、新しい仕組みについて市民へのPRを図っていかなければなりません。

扶養意識の低下などにより、生活の安定が損なわれている人が多く見受けられ、それらの低所得世帯の実態把握に努める必要があります。

国民年金に未加入の人及び保険料を未納の人がまだかなりあり、その解消を図り、すべての市民が安定した生活を営むことができるよう努める必要があります。

課題

以上の点から「社会保障」の課題は次の5点です。



3 計画の体系

4 計画

1 生活保護の適正な運営

資産及び所得の状況を的確に把握し、ケースに即したきめ細かな助言、指導に努めるとともに、関連諸施策を活用します。

2 国民年金制度の適正な運営

国民年金制度を適正に運営するため、相談窓口、広報などを活用してPRを充実し、加入促進を図るとともに、指導の強化などにより保険料納付の促進を図ります。

3 介護保険事業の適正な運営

介護保険事業制度の根幹をなす保険料の賦課徴収を円滑に行うため、制度のPRに努めるとともに、情報管理システムを構築し、事務の効率化を進めます。

4 国民健康保険事業の適正な運営

国民健康保険事業財政を健全に維持するため、現況を的確に把握し、加入の促進、収納率の向上、医療支出の適正化など収支両面において適正な運営に努めます。

介護保険制度が導入されますが、保険料の賦課徴収を円滑に行う必要があります。

国民健康保険は、高齢化の進行、医療の高度化、疾病構造の変化による医療費の増加や、保険税収納率の低下により運営が厳しくなっています。

本格的な高齢社会に対応するため老人保健法に基づく各種事業をはじめ、総合的な保健事業を推進する必要があります。

2 目 標

すべての市民が生涯にわたり健康で安心して暮らせるように各種社会保障制度を広く市民にPRし、各種相談に対して適切な助言、指導をします。

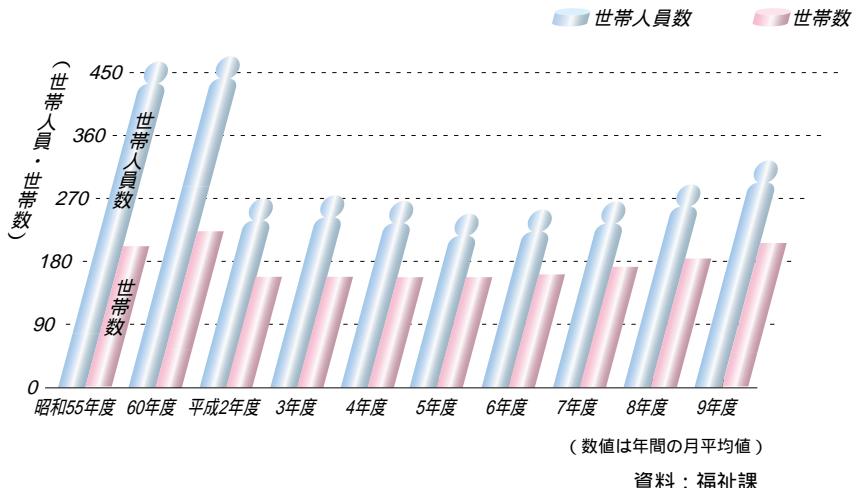
- ①低所得世帯の実態に即した生活保護事務を行うこと
- ②国民年金制度の適正な運営に努めること
- ③介護保険制度の適正な運営に努めること
- ④国民健康保険事業の適正な運営に努めること
- ⑤公費助成医療の適正化を図ること

5

公費助成医療の 適正な運営

安心して医療機関にかかるよう、国の医療制度の見直しの動向に留意しつつ公正な公費助成を図ります。

生活保護世帯数・人員の推移



健康づくり

1 現況と課題

長寿社会が進み、高齢者生きがい活動施設「みどりの里」や、老人クラブで活躍する元気な高齢者も多い一方、病院の外来に高齢者があふれ医療費の増大をもたらしています。本市の高齢化率は、全国や愛知県の平均に比べれば低いものの、地区によっては相当に高齢化が進んでいる所もあり、高齢者世帯数はこの10年間で約2.3倍になっています。

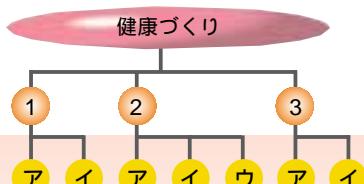
今後ますます若いうちからの健康管理が大切になり、「健康で長生き・生涯現役で暮らす」ことを目標に、自分の体の健康状態に合わせた健康づくりを進めることが重要になってきます。

生活が豊かになり、自動車や電化製品などの普及によって、体を動かすこと、特に歩くことが少なくなってきた。本市においては、保健連絡員による中学校区別のウォーキングマップの作成や「リフレッシュ・ウォーク事業」などでウォーキングの普及に努めています。



以上の点から
「健康づくり」の課題は
次の3点です。

3 計画の体系



1

運動処方に基づく健康づくり

ア

拠点となる施設の整備

年齢や体力のみならず、健康状態や障害に合わせた運動処方ができる施設の整備をします。

イ

健康づくりの推進

生活の質を高め生涯現役で活躍できるよう、身近なところで運動処方に基づく健康づくりを推進します。

2

健康づくりのための環境整備

ア

ウォーキングの推進

身近なところで自然に親しみながら安全にウォーキングができるよう、緑道整備と連携を図りながら、ウォーキングマップを活用し、日常のウォーキングの普及を図ります。

イ

関係機関との連携の強化

健康づくりの事業に取り組んでいる行政や民間施設との連携を密にし、より効果的な健康づくりに取り組みます。



4 計画

関係機関との連携を取りながら年齢や健康・障害状態に合わせた健康づくりに取り組める環境づくりを進めることができます。

ストレスの増大や、飽食時代の中で食生活の偏り、運動不足などの生活習慣を原因として発生する心身の病気の予防が必要です。

長い人生において、心身が健康で余暇などを積極的に楽しみ、生きがいのある人生を過ごすためには、生涯を通じての健康づくりなど、健康に対する認識と自覚を深めることができます。本市においては、「健康まつり」や「健康相談」、保健連絡員の育成により地区住民を対象にした「健康教育」などで意識の高揚に努めています。

2 目標

生涯現役で生き生きと暮らすことができるよう、一人ひとりの健康状態や年齢に合わせた健康づくりを推進します。

- ①運動处方に合わせた健康づくりの推進を図ること
- ②長寿社会に対応した健康づくりのための環境整備を行うこと
- ③健康づくりに対する意識の高揚を図ること

3

健康づくりに対する意識の高揚

ウ

情報の提供

健康づくりに関する情報を多様な方法で積極的に提供します。

ア

生活習慣病の予防

個々の生活習慣を見直し、食生活や運動など生活習慣病予防の実践につながる健康教育、健康相談を充実します。

イ

健康づくり意識の高揚

健康まつり、がん死亡撲滅モデル地区活動などを通して「自分の健康は自分で守り、つくる」という、健康に対する意識づくりを一層推進します。保健連絡員活動の一層の推進を図り、地区の特性に合った健康教育を進めます。



3・8

保健医療

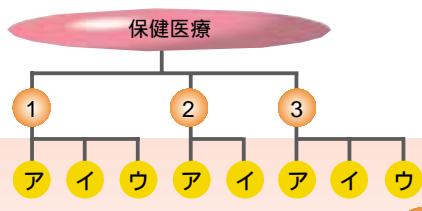
1 現況と課題

乳児から高齢者まですべての市民が地域の中で健康な生活を営むことができるような保健医療の充実と、お互いが助け合い健康な生活を送ることができる地域づくりが求められています。

核家族が多くなり、近所づきあい・人間関係も希薄になってきたことで、さまざまな問題が子育て、介護の面で出てきました。地域ぐるみで子育てや介護ができるような体制づくり、ひとづくりが大切になってきます。

本市においては、保健連絡員育成によるひとづくりのほか、健康意識の高揚や、疾病の予防・早期発見に努めたり、障害があっても地域で積極的に生活することができるよう支援を進めています。また、母子をとりまく関係機関の連携の場として母子保健推進協議会の開催や、外国人の増加に対応して乳幼児健診時に通訳を配置しています。

以上の点から
「保健医療」の課題は
次の3点です。



1

健康に暮らすための支援体制の確立

ア

健康な子どもを生み育てるための支援
母親が心身ともに健康な状態で子どもを生み育てていけるよう、母子保健計画に基づいた健診・相談・教育の事業を推進するとともに、母子保健推進協議会を中心に関係機関の連携を強化します。

イ

家庭や地域で生活ができる在宅介護の支援
障害や高齢による寝たきりを防止し、家庭や地域で生活ができるよう保健・医療・福祉の連携を強化して支援します。

ウ

外国人に対応できる体制
保健事業を実施するうえで、言葉のハンディによる問題が生じないように、外国人に対応できる体制を強化します。

2

長寿社会に対応した保健医療体制の確立

ア

疾病の早期発見、早期治療、悪化防止
人間ドック、基本健診、がん検診などにより疾病の早期発見、早期治療ができるように健診の援助をするとともに、精密検査を要する受診者への指導の充実を図ります。
健診結果に応じて生活習慣を見直し、悪化の防止に向けての援助をします。

病気の予防と早期発見が求められています。また、病気によって後遺症が残っても、積極的に社会参加をし、地域で生活していくよう援助が必要です。

市民病院は尾張北部医療圏の中核であり、第三次救急医療を含んだ最高次の医療を提供できる病院として、一層の充実を図ることが必要です。

市民病院は他の病院や診療所と互いに協力し、必要に応じていつでも紹介ができる体制づくりをして、患者の症状に応じて診療の分担を進めることができます。また、市民に対しても受診に対する意識を改めるよう働きかけることが必要です。

2 目 標

疾病予防からリハビリテーション、在宅介護に至る総合的な保健医療サービスを提供し、心身ともに生涯地域で生きがいを持って暮らせるまちづくりを目指します。

- ①健康に暮らすための支援体制を確立すること
- ②長寿社会に対応した保健医療体制を確立すること
- ③地域医療体制を充実すること

3

地域医療体制の充実

イ

地域リハビリテーションの強化

障害があつても人との交流を持ちながら地域で生活が営めるよう、寝たきりや痴ほうの防止に向けて、学校や地区集会施設など地域に密着した場所を活用し、地域リハビリテーションを強化します。

ア

医療の機能分担と連携の強化

医師会と協力し、市民病院と他の病院や診療所との連携の緊密化を図り、必要な場合はいつでも相互に紹介できる体制づくりを更に進めます。広域災害や急病など緊急を要する医療需要に対して、愛知県広域災害・救急医療情報システムを活用した救急医療の充実を図ります。

イ

市民病院の充実

第三次救急医療病院としての役割を果たすべく、医療機器の整備、専門スタッフの充実・確保を図り、救急患者の救命に努めます。プライバシー保護の観点から診察室の改善を検討するとともに、オーダリングシステム()の充実を進めます。臓器提供施設病院としての役割を果たすべく、体制づくりに努め、ドナーカード()の普及についてもなお一層の努力をします。

ウ

休日急病診療体制の整備充実

休日急病診療所の診療科目の追加をはじめ、体制の充実を図ります。

オーダリングシステム

診療内容や臨床検査、処方など病院内で発生するあらゆる情報を一元的に管理し、患者サービスの高度化と病院運営の効率化を実現するシステムで、「診療レベルの向上が図れる」、「診療効率が向上する」、「待ち時間が少なくなる」などのメリットがある。

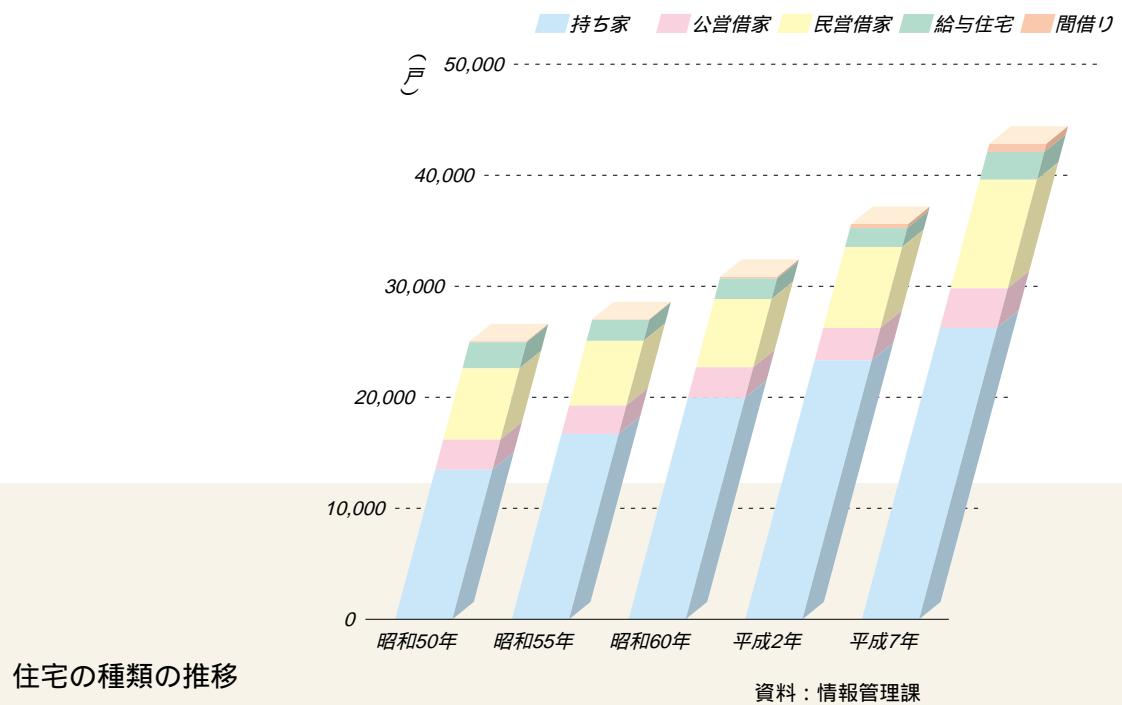
ドナーカード

臓器提供の意思のある人があらかじめその意思を明示しておく手段で、臓器提供に同意したことを証明する携帯カード。

関連データ P 145

3・5 住 宅

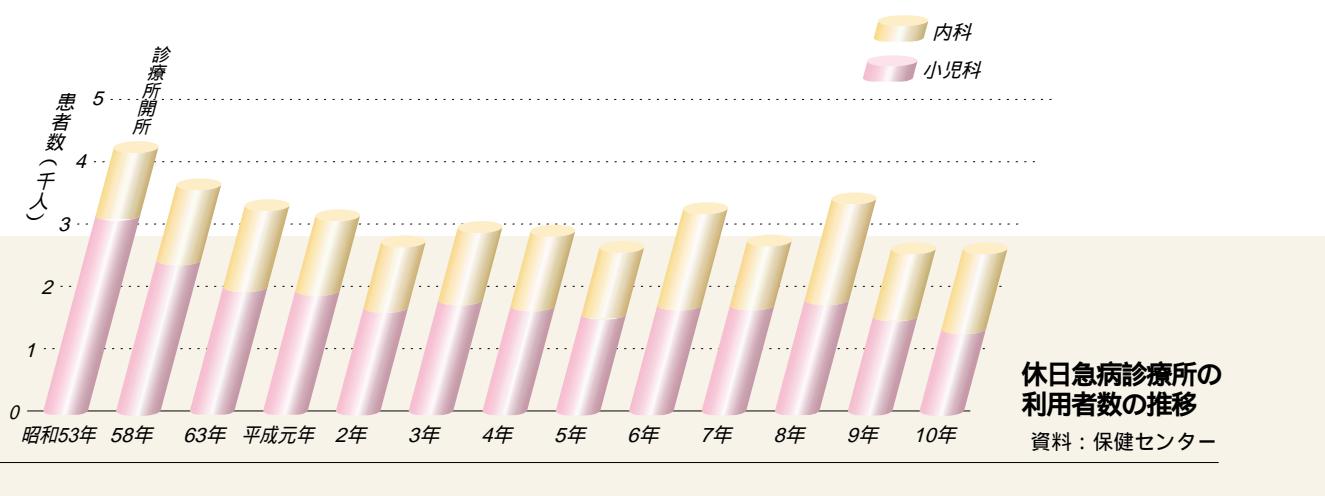
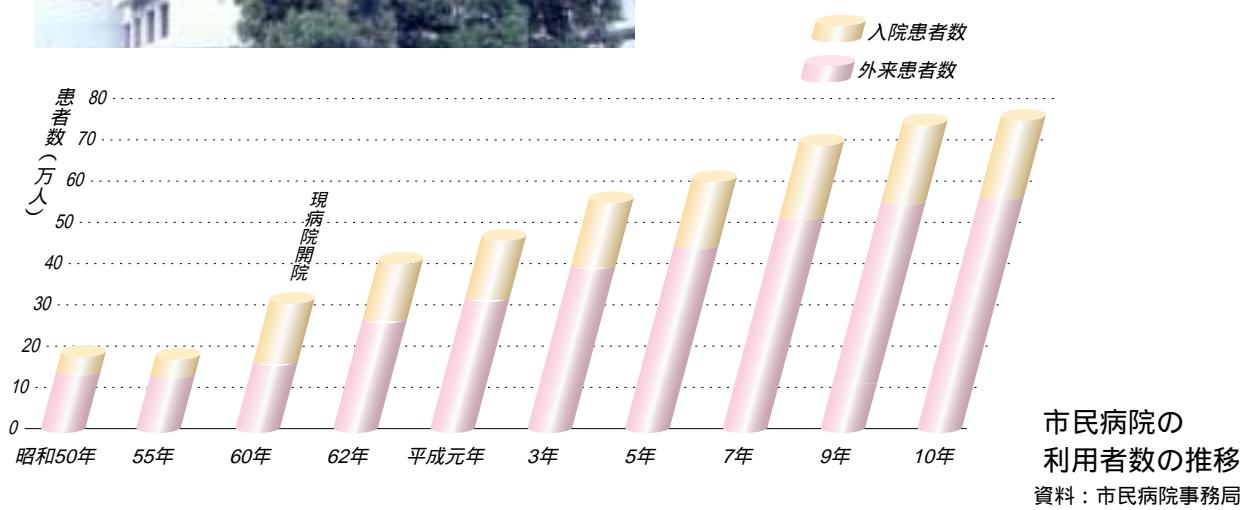
関連データ



桃花台ニュータウン

3・8
保健医療

関連データ



3 健康で安心して暮らせるまちづくり（保健・福祉の充実）

基 本 計 画 項 目			主 要 事 務 事 業	平成12年 2000	平成15年 2003	平成18年 2006	平成21年 2009
				前 期	中 期	後 期	
3・1	高齢者福祉	①	健康づくりの支援、治療・介護体制の確立				
		②	介護保険制度の確立				
		③	総合的な福祉サービスの提供				
		④	高齢者が参加しやすい社会づくり				
		⑤	福祉の郷の整備				
3・2	児童福祉	①	多様な保育サービスの提供				
		④	児童厚生施設の拡充				
		⑤	児童の健全育成の推進				
3・3	母子・父子福祉	①	相談機能の充実				
		④	母子・父子家庭の交流の場づくり				
3・4	障害者(児)福祉	①ア	在宅サービスの充実				
		①イ	施設サービスの充実				
		②イ	生活環境施設の整備				
		③	母子保健の充実				
3・5	住宅	②ア	人にやさしいまちづくりの推進				
		④ア	住環境の整備				
3・6	社会保障	③	介護保険事業の適正な運営				
3・7	健康づくり	①ア	拠点となる施設の整備				
		②ア	ウォーキングの推進				
		③ア	生活習慣病の予防				
3・8	保健医療	①ア	健康な子どもを生み育てるための支援				
		②イ	地域リハビリテーションの強化				
		③イ	市民病院の充実				
		③ウ	休日急病診療体制の整備充実				